

「南町等屋外運動施設」グループ指定管理者の指定結果

地方自治法第 244 条の 2 第 3 項の規定に基づき、次のとおり本市の公の施設に係る指定管理者に指定します。

1 公の施設の名称及び位置

名称	位置
帯広の森平和球場	帯広市南町南 8 線 46 番地 1
帯広市南町球場	帯広市南町南 9 線 37 番地 4
帯広市南町多目的運動広場	帯広市南町南 9 線 37 番地 4
帯広市南町テニスコート	帯広市南町南 9 線 33 番地 5
自由が丘公園庭球場	帯広市自由が丘 4 丁目 5 番地 15
伏古別公園野球場	帯広市西 21 条南 1 丁目 8 番地 1

2 指定管理者

帯広市南町南 7 線 56 番地 7  
一般財団法人帯広市文化スポーツ振興財団  
理事長 金澤 耿

3 指定期間

令和 4 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月 31 日まで